

## 第3次沖縄県観光振興計画の概要（案）

平成20年 1月  
観光商工部観光企画課

## 1 第2次観光振興計画の評価

## (1) 各指標の達成状況

- ア 平成18年の入域観光客数は564万人で、平成19年についても順調に推移しており、目標の580万人を上回る見込みである。
- イ 外国人観光客数については、平成18年はクルーズ船の運休により9万人と大幅な減少となった。平成19年についてはクルーズ船の運航再開等により前年より大幅に改善しているものの、目標の25万人には及ばない見込みである。
- ウ 平成18年の観光客一人当たり県内消費額は7万3千円で、依然として伸び悩んでおり、平成19年についても目標の8万円には及ばない見込みである。
- エ 平成18年の観光収入は4,104億円で、はじめて4,000億円を突破した。平成19年も入域観光客数の伸びに支えられて増加しているものの、目標の4,800億円には及ばない見込みである。
- オ 平成18年の平均滞在日数は3.80日で、回復基調にある。平成19年については、目標の4.10日には及ばない見込みである。
- カ 平成18年の宿泊施設客室数は32,320室で、この時点で既に平成19年目標の31,200室を超えており、平成19年についても引き続き増加している。

## (2) 総合的な評価

- ア 入域観光客数は好調に推移しており、観光・リゾート産業が県内景気の回復を底堅く支えている。一方、観光客一人当たりの県内消費額は回復基調にあるものの、依然目標値より低位にあるため、「質の高い沖縄観光の実現」すなわち「観光の付加価値を高める」ことが大きな課題である。
- イ また、外国人観光客数は増加基調にはあるが、依然として低位にあり、国際観光の推進を一層強化する必要がある。

## 2 第3次沖縄県観光振興計画の基本方針

## (1) 第2次計画の評価を踏まえた対応

- ア 「質の高い沖縄観光の実現」を図るため、引き続き体験・滞在型観光や離島観光の推進など、平均滞在日数の延伸に重点をおいた施策を展開する必要がある。
- イ 国際観光の推進を図るため、国際的な観光・リゾート地にふさわしい受入体制を整備するとともに、マーケティング調査に基づく旅行商品開発や戦略的なプロモーションの展開など、効果的な宣伝活動を展開する必要がある。

## (2) 第2次計画策定後の状況の変化

- ア 沖縄の美しい自然、温かな県民性、独自の芸能文化、県出身者の芸能・スポーツでの活躍などが、引き続き各種メディアで取り上げられ、沖縄人気を持続している一方、美ら海水族館や沖縄型特定免税店空港外店

などの拠点施設の新設効果が一巡し、新たな話題性に乏しくなっている。

イ リゾートウエディングの顕著な伸び、エステ・スパなど新たな高付加価値商品の拡充、ホテル建設等に対する県外からの資本投下拡大など、観光・リゾート産業の好調さが、公共事業の抑制が続く厳しい環境下にある県経済を底堅く支えている。一方で、急激なホテル客室数の増加に伴い、今後の業界内での競争激化が懸念される。

ウ 国内景気は、緩やかな回復基調にあるが、依然、家計消費支出の回復が遅れており、国民の宿泊観光旅行の費用支出も減少が続いている。また、最近の原油価格の高騰による航空運賃の上昇などから、国民の海外旅行志向は鈍化しているが、国内の観光地との競合はさらに激しくなる可能性がある。

エ 国は、国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要との視点の下、「観光立国推進基本法」を制定、これに基づき「観光立国推進基本計画」を策定し、国際・国内観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

オ また、国は、台湾、韓国に対するビザを撤廃、中国のビザ発給地域を拡大した。さらに、「アジアゲートウェイ構想」に基づき、地方空港への外国航空会社の運航自由化を進めるなど、国際観光の振興に資する規制緩和を推進している。

カ これら国の動きと並行し、国内各地で観光振興による活力ある地域づくりへの取り組みが活発になっている。

### (3) 第3次計画策定に当たっての基本方針

ア 第3次計画の策定に当たっては、自立型経済社会の構築実現に向け、「通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に取り組むとともに、成長可能性が高い観光・リゾート産業の持続的な振興により、将来の年間観光客数を1千万人に飛躍させるため、「将来の飛躍に向けた基盤造りを着実に進める」ことも課題のひとつとして、関連インフラの早期整備や魅力ある観光地づくりに向けたハード・ソフト両面の施策の一元的・重点的な展開を図る。

イ 魅力的な観光地づくりを進めるため、地域が主体となった、豊かな自然や文化を守り育てながらの魅力ある「観光まちづくり」を新たな施策の柱に据え、圏域ごとの観光振興指針を示すほか、地域の主体的な取り組みを支援する。

ウ また、持続的に観光振興を図っていくため、本県の重要な観光資源である自然環境の保全・再生と調和の取れた観光振興施策の樹立に取り組む。このため、観光客を受け入れるための環境容量の定量化手法の研究をすすめるほか、環境保全に配慮した地域の観光振興への取り組みを、ハード・ソフト両面から支援する。

エ 一人当たり県内消費額の拡充を図るため、健康保養、体験滞在型観光及び離島観光を引き続き推進し、滞在日数の延伸を図るとともに、産業間の連携を強化し、県産食材を活用した食の高質化、経済波及効果の高いコンベンションの推進、人材の育成により良質なサービスの提供に引き続き重点的に取り組み、「質の高い観光地の形成」を目指す。

オ 国際観光を推進するため、有望な国・テーマ別のマーケティングを実施し、戦略的な誘客の展開を図る。また、ビジットジャパンキャンペーン等と連携し、着実なリゾート地のイメージ形成を図る誘客宣伝活動を展開する。

カ 県経済の自立に向け、観光・リゾート産業の持続的な発展が求められていること、また、今後見込まれる宿泊施設の増加に的確に対応するため、計画年度（平成23年度）における、現行の目標指標（年間観光客数650万人等）を見直す。

### 3 第2次計画からの主な変更点

#### (1) 計画期間

第2次計画：平成17年度から平成19年度までの3年間

第3次計画：平成20年度から平成23年度までの4年間

#### (2) 構成

第2次計画：5章構成

第3次計画：6章構成（観光まちづくりの推進を新たに章立て）

#### (3) 主な変更点

##### ア 主な変更のポイント

- ①「通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」を図るとともに、県の新たな政策目標である「将来の飛躍に向けた基盤づくり」も基本目標の一つとして、関連施策の展開を図る。
- ②地域の主体的な「観光まちづくり」の推進を新たな施策の柱に据える。
- ③主要指標を見直す。

##### イ 沖縄観光の課題（第2章5）

- ①知事の公約である新たな政策目標を次のような基本課題として掲げた。  
「年間観光客数1千万人を目指す沖縄観光の大きな飛躍のため必要な基盤づくりを着実に進める」

##### ウ 観光振興の基本方向（第3章）

- ①知事の公約である新たな政策目標に添った施策展開の方向性を明記した。
- ②「観光まちづくり」の推進を明記した。

##### エ 観光振興施策の展開（第4章）

- ①「観光まちづくり」の推進等の施策を追加した。

##### オ 「観光まちづくりの推進」を新たに章立て

- ①第5章に「観光まちづくりの推進」を新たに章立てし、圏域ごとの観光まちづくりの基本方向と取り組みの推進について記述した。

#### カ 目標指標の見直し

- ①入域観光客数（650万人→720万人）
- ②うち外国人観光客数（60万人→30万人）
- ③一人当たり県内消費額（10万9千円→8万4千円）
- ④観光収入（7,085億円→6,048億円） 等

#### キ 観光振興地域の見直し

2次計画18地域→3次計画17地域

- ①新規指定地域：1地域（マリンタウンリゾート地域）
- ②拡充する地域：1地域（金武湾海洋性リゾート地域）
- ③指定しない地域：2地域（川平地域）  
（伊是名島・尚円王夢航海リゾート地域）

#### (4) 施策（事業）の特徴

「通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」を図るとともに、「将来の飛躍に向けた基盤づくり」を推進するため、新たな施策を拡充し、重点的な展開を図ることとした。（◎は新たな施策展開）

##### 1. 国際的海洋性リゾート地の形成

- ①◎観光まちづくりの推進
- ②◎沖縄らしい風景づくり（土木建築部）
- ③那覇空港の整備（企画部）
- ④道路の整備（土木建築部）
- ⑤離島空港・港湾の整備（土木建築部）
- ⑥旅客船バース等の整備（土木建築部）
- ⑦◎持続可能な観光地づくりの推進

##### 2. 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

- ①健康保養型観光の推進
- ②体験滞在交流型観光の促進（企画部との連携）
- ③◎長期滞在型観光の推進

##### 3. コンベンション・アイランドの形成

- ①◎MICEの推進

##### 4. 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

- ①観光産業人材の育成
- ②◎国際観光地プロモーション戦略モデルの構築

##### 5. 産業間の連携の強化

- ①観光土産品のブランド確立
- ②観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進  
（農林水産部）

観光振興地域指定に係る政令要件

地域名	観光資源の存在 (第1号要件)	自然社会的条件から見た一体性の確保 (第2号要件)	土地の確保の容易性 (第3号要件)	観光関連施設の整備の確 実性の確保(第4号要件)
海洋博公園地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営沖縄記念公園</li> <li>・八重岳</li> <li>・備瀬のフク木並木</li> <li>・カルスト地形</li> <li>・塩川</li> <li>・伊野波の石くぶり</li> <li>・伊豆味農村公園</li> <li>・水納ビーチ</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は本部町の西海岸に位置する四つの連続した字で構成されている。施設内道路を含め道路整備は十分図られており、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域は国営沖縄記念公園を中心とした観光資源を有しており、地域経済の発展、雇用の確保に観光産業が寄与している。</p>	<p>・現在予定されている観光関連施設予定地は、町有地と自己所有地であり、既に都市計画法に基づく開発許可も下りている。</p>	<p>&lt;スポ・レク施設、宿泊施設&gt; ・(株)エキスポ開発リゾートホテル(水泳場、宿泊施設) (平成14年度～平成21年度)</p>
カヌチャ地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋に臨む東海岸</li> <li>・瀬嵩さんたち原のハル石</li> <li>・嘉陽の南又島</li> <li>・嘉陽貝塚、安部貝塚</li> <li>・嘉陽原遺跡</li> <li>・北上原遺跡、上之島遺跡</li> <li>・カヌチャベイホテルズ&amp;ヴィラズ</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は名護市の南東部に位置する四つの連続した字で構成されている。施設内道路を含め道路整備は十分図られており、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域はホテル、ゴルフ場(カヌチャベイホテル&amp;ヴィラズ)等の観光関連施設を有しており、地域経済の発展、雇用の面で観光産業が寄与している。</p>	<p>・当該地域には都市計画法、森林法等に係る手続きを要する区域が含まれているが、各個別法に基づく手続きは全て終了している。現在予定されている観光関連施設の建設予定地の用地については、全て取得済みとなっている。</p>	<p>&lt;スポ・レク施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設&gt; カヌチャベイホテルズ&amp;ヴィラズ ・アリーナ、コンベンションホール (平成21年度～平成22年度) ・陶芸窯(文化紹介体験施設)、海洋療法センター、郷土民芸品店 (平成22年度～平成23年度) カヌチャコミュニティ ・滞在型保養施設(コンドミニアム、商業施設、複合医療施設) (平成17年度～平成21年度)</p>
ブセナ地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄海岸国定公園</li> <li>・許田のウバメガシ</li> <li>・許田のヤエヤマネム</li> <li>・許田の手水</li> <li>・部瀬名・許田貝塚</li> <li>・幸喜の柳</li> <li>・海中展望塔</li> <li>・万国津梁館</li> <li>・喜瀬カントリークラブ</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は名護市の南西部に位置する二つの連続した字で構成されている。施設内道路を含め道路整備は十分図られており、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域はホテル等(ザ・ブセナテラスビーチリゾート等)の観光関連施設が立地しており、地域経済の発展、雇用の確保の面で観光産業が寄与している。</p>	<p>・当該地域には都市計画法、森林法等に係る手続きを要する区域が含まれているが、各個別法に基づく手続きは一部は終了しており、その他は調整中である。</p>	<p>&lt;スポ・レク施設&gt; ・(株)ダイムトラストアイランド(水泳場、宿泊施設) (平成22年度～平成23年度) ・リゾートホテル(コンドミニアム)金秀商事(株) (平成19年～平成23年度)</p>

観光振興地域指定に係る政令要件

地域名	観光資源の存在 (第1号要件)	自然社会的条件から見た一体性の確保 (第2号要件)	土地の確保の容易性 (第3号要件)	観光関連施設の整備の確 実性の確保(第4号要件)
北谷西海岸地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城海岸</li> <li>・海浜公園(人工ビーチ)</li> <li>・北谷城趾</li> <li>・クマヤーガマ(洞)</li> <li>・米軍上陸地モニュメント</li> <li>・砂辺貝塚</li> <li>・海浜公園(野球場等)</li> <li>・フィッシャリーナ整備地域</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は北谷町の西海岸に位置する五つの連続した字で構成されている。道路整備は十分図られており、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域は既に相当程度の観光関連施設が整備され、若者の集う観光商業地域として既に独自性の高い観光地として認知されている。</p>	<p>・フィッシャリーナ整備地域は町有地であり、「フィッシャリーナ整備計画」に基づき順次分譲を行うこととしている。</p>	<p>&lt;教養文化施設、宿泊施設等&gt; ・商業・エンターテイメント施設、文化紹介体験施設、リゾートホテル(Chatan Blue Resort) (平成19年度～平成22年度)</p>
前川地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鍾乳洞</li> <li>・新原ビーチ</li> <li>・糸数城趾</li> <li>・玉城城趾</li> <li>・垣花城趾</li> <li>・仲村渠樋川</li> <li>・糸数アブチラガマ</li> <li>・おきなわワールド</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は南城市の西側に位置する字であり、施設内道路を含め道路整備は十分図られており、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域は鍾乳洞、ハブ公園等(おきなわワールド)の観光資源を有しており、地域経済の発展、雇用の確保の面で観光産業が寄与している。</p>	<p>・当該地域には農振法、森林法等に係る手続きを要する区域が含まれているが、各個別法に基づく手続きは全て終了している。</p> <p>・現在予定されている観光関連施設の増設及び新設予定地の用地については、全て取得済みとなっている。</p>	<p>&lt;教養文化施設、休養施設&gt; ・ハブ博物公園(博物館)、休養施設:(株)南都 (平成19年度～平成21年度)</p>
トウリバー地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイナガマビーチ</li> <li>・砂山ビーチ</li> <li>・仲宗根豊見親の墓</li> <li>・瀧水御嶽</li> <li>・マリーナ</li> <li>・人工ビーチ(みやこサンセットビーチ)</li> </ul>	<p>[自然的条件] 当該地域は、宮古島市平良港コースタルリゾート整備事業により造成された埋め立て地であり、地域内の移動は容易に行える。</p> <p>[社会的条件] 当該地域は宮古島市の新市建設計画において国際海洋リゾートゾーンとして位置づけられており、観光・リゾート拠点としての整備を促進すべき地域となっている。</p>	<p>・当該地域は埋立地であり、都市計画法の都市計画区域である。</p> <p>・市有地であり、土地の取得及び施設整備に関する問題は無い。</p>	<p>&lt;スポ・レク施設&gt; ・宮古島市マリーナ (平成5年度～平成19年度) &lt;休養施設、集会施設、宿泊施設&gt; ・宮古島リゾートホテル計画 (平成21年度～平成22年度)</p>